

第6章

安心して暮らせる安全で快適なまち

施策体系

第1節 / 住宅・住環境

- 1 総合的な住宅対策の推進
- 2 良好な住宅の供給促進
- 3 住環境整備の推進
- 4 公衆浴場
- 5 墓地・斎場

第2節 / 上下水道

- 1 水の安定供給
- 2 下水道の整備推進
- 3 経営の安定化
- 4 水に対する意識啓発

第3節 / 公園・緑地・河川

- 1 総合的緑地対策の推進
- 2 緑地の保全
- 3 公園の整備
- 4 河川の整備
- 5 水と緑のネットワークづくり

第4節 / 防災

- 1 防災基盤の整備
- 2 防災体制の強化
- 3 市民防災組織の拡充
- 4 国民保護計画

第5節 / 防犯・交通安全

- 1 防犯体制の強化
- 2 防犯知識の普及・啓発
- 3 交通安全の推進

第6節 / 消防・救急

- 1 予防体制の充実
- 2 消防体制の充実
- 3 救急・救助体制の充実
- 4 消防広域化の推進

第7節 / 消費生活

- 1 消費者活動の促進
- 2 消費者保護対策の推進

成果指標

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|----------|------------|
| 水洗化率 | 96.6% | 100% |
| 下水道人口普及率 | 99.4% | 100% |
| 地元団体への公園管理委託率 | 80.3% | 92.5% |
| 自主防災組織設立地域数 | 39隊(会) | 46隊(会) |
| 刑法犯認知件数 | 1,889件/年 | 減少傾向を目標とする |
| 高齢者の交通事故発生比率 | 0.64% | 0.53% |

第1節

住宅・住環境

じゅうたく・じゅうかんきょう

重点取組

公的住宅の整備

公営住宅の適正な配置・管理運営の推進やライフスタイルに応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善の促進、集合住宅の再整備に向けた体制づくりの支援など、公的住宅の整備を図ります。

市民との協働による住環境整備

地区計画制度の活用により良好なまちなみの形成を図るとともに、緑化・建築協定の締結、美化・緑化運動、花いっぱい運動の展開など、市民との協働による住環境づくりを促進します。

現状と課題

現状

本市では、「八幡市住宅マスタープラン¹」を策定し、総合的な住宅対策を進めるとともに、「八幡市市営住宅ストック総合活用計画²」を策定して市営住宅の改善に努めています。

そのようななか、町から市へと人口急増をもたらした男山地域の集合住宅の第1期入居から30年以上が経過し、少子高齢化など地域を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、老朽化に加え、時代のニーズ³にあわなくなった間取りや施設、バリアフリー化⁴への対応など開発当初には予想していなかった状況が生じており、2005（平成17）年には地域住民の意見を取り入れた「男山地域活性化基本構想⁵」が策定されています。

また、住環境においては、緑化・建築協定⁶の締結や美化・緑化運動を進め、良好な住環境づくりに努めています。地区計画⁷制度や建築協定を採用した区域においては、安全でゆとりある、個性をもったまちなみが形成されています。

取り組むべき課題

本市における民間の住宅開発意欲は、経済の情勢を踏まえ高くはなっていますが、既存の環境との調和を図れるよう誘導していくことが必要です。

一方、大きな課題として、男山地域の集合住宅の再整備や公営住宅の今後の整備方針

1 八幡市住宅マスタープラン：住宅対策の基本方向及び地域特性に応じた具体的施策の展開方針を示す、市の住宅・住環境施策全般における計画。

2 八幡市市営住宅ストック総合活用計画：市営住宅の建替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもとに、市営住宅ストック活用の総合的な計画を策定し、効率的かつ的確な市営住宅の整備・供給を図るための計画。2003（平成15）年3月策定。

3 ニーズ：8ページ参照。

4 バリアフリー（化）：16ページ参照。

5 男山地域活性化基本構想：第4次八幡市総合計画の策定にあたって、男山地域が有する機能と市民生活の現状を踏まえつつ、男山地域の活性化をめざして、望ましい将来像をとりまとめた構想。男山地域活性化基本構想策定委員会が市に提言。

6 建築協定：90ページ参照。

7 地区計画：90ページ参照。

等が挙げられます。

これらを踏まえ、新たな「八幡市住宅マスタープラン」の作成や「八幡市市営住宅ストック総合活用計画」の見直しなど、総合的かつ計画的な住宅施策の推進が必要です。

また、引き続き緑化・建築協定の締結など、良好な住環境づくりを進める必要があります。

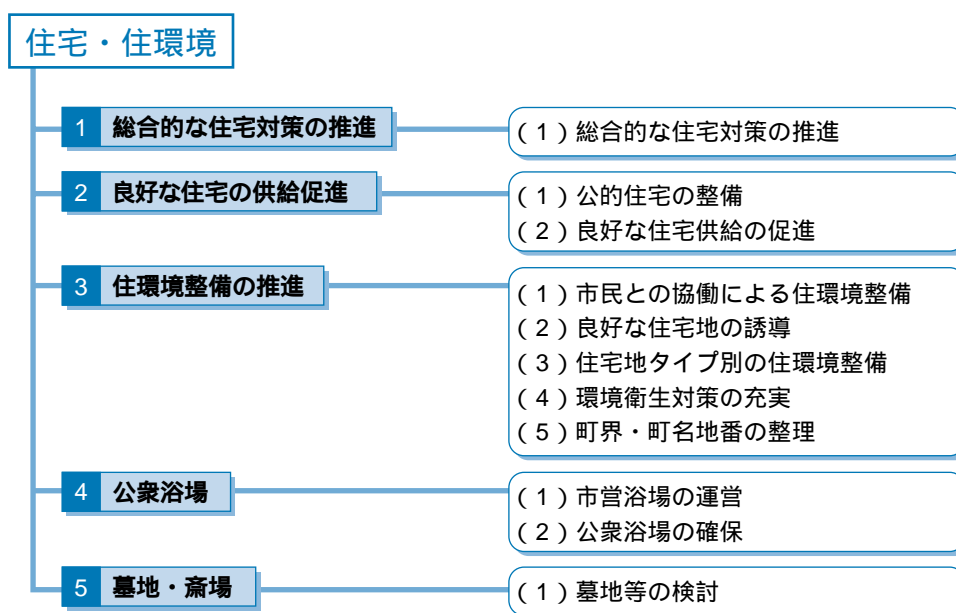
基本方向

市民の住宅・住環境ニーズは、少子高齢化の進展、環境問題や安全性・快適性の追求等に伴って高度化及び多様化しています。

このため、公的住宅の整備や良好な民間住宅の誘導など、住宅の質的な向上を促進する必要があります。また、民間の宅地開発や住宅建築において、周辺地域の住環境との調和や良好な住環境の創出を誘導します。

また、緑化・建築協定の締結や美化・緑化運動の展開など、良好な住環境づくりを市民との協働⁸で促進し、快適性の高い住宅・住環境の創出を図ります。

施策体系



取組の内容

1. 総合的な住宅対策の推進

(1) 総合的な住宅対策の推進

「八幡市住宅マスタープラン」等の計画に基づいた総合的な住宅対策の推進

8 協働：2ページ参照。

2. 良好な住宅の供給促進

(1) 公的住宅の整備 **重点取組**

公営住宅の適正な配置及び管理運営の推進
 バリアフリー化や通信回線の整備など、ライフスタイル⁹に応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善の促進
 集合住宅の再整備に向けた体制づくりへの支援
 男山地域の集合住宅の再整備や住環境の改善を関係機関に要請

(2) 良好な住宅供給の促進

地区計画の導入や開発指導要綱の運用等による良好な民間住宅の誘導
 住宅の耐震性や防火性の強化の促進
 住戸周りや内部のバリアフリー化など住宅の質的な改善の促進
 優良建築物等整備事業¹⁰など関連諸制度の情報提供

3. 住環境整備の推進

(1) 市民との協働による住環境整備 **重点取組**

地区計画制度による良好なまちなみの形成
 緑化・建築協定の締結や美化・緑化運動、花いっぱい運動の展開など、市民との協働による住環境づくりの促進

(2) 良好な住宅地の誘導

地区計画制度の活用

(3) 住宅地タイプ別の住環境整備

公園、道路等の整備や消防施設、共同ごみ置場の設置など住宅地タイプ別の住環境整備

(4) 環境衛生対策の充実

市民、事業者に対する啓発や監視体制の強化による不法投棄の防止
 空き地除草への取組を促進するとともに、野犬や害虫への適切な対応

(5) 町界・町名地番の整理

区画の実態を踏まえた町界・町名地番の整理

4. 公衆浴場

(1) 市営浴場の運営

市営浴場の適切な管理・運営の推進

(2) 公衆浴場の確保

公衆衛生に寄与する公衆浴場の確保

9 ライフスタイル：36ページ参照。

10 優良建築物等整備事業：良好な市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進するため、国が一定の要件を満たす優良な建築物等の整備を行う民間事業者等に対し、地方公共団体を通じて調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等の一部を補助する事業。

5. 墓地・斎場

(1) 墓地等の検討

- 広域的な対応も考慮した墓地の検討
- 広域的な施設としての斎場の利用確保の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

| | |
|-----|---|
| 市民 | 市の住宅・住環境事業への理解と協力 美化・緑化運動、花いっぱい運動など美しいまちづくり運動への参加 |
| NPO | まちづくり ¹¹ の中核である住宅・住環境事業への提言と実行 |
| 事業者 | 住宅・住環境事業への理解と協力 美化・緑化運動、花いっぱい運動など美しいまちづくり運動への参加 男山地域の集合住宅の建替えを含む再整備 |



男山団地（男山竹園地区）



男山団地（男山団地高層から）

11 まちづくり：2ページ参照。

第2節

上下水道

じょうげすいどう

重点取組

施設・設備の整備

上水道施設・設備の老朽化への対応や耐震性の強化を継続して行います。また、公共下水道の整備を推進するとともに、関係機関と連携し流域下水道の整備を促進します。

現状と課題

現状

本市の上水道は、家事用栓が98%を占め、給水人口が横ばいであるにもかかわらず、核家族化¹²等の影響により給水契約件数は増加傾向にあります。しかし、経営環境については、厳しい状況が続いており、効率的な企業運営に努めるとともに、可能な範囲で業務の民間委託を進め、経営基盤の確立と経費の削減を図っています。一方、事業を計画的に進めることにより、安全な水を安定的に供給することに努めています。

下水道は、人口普及率が99.4%となり、主だった集落を形成している地域の整備は完了していますが、引き続き全市域への普及をめざしています。しかし、下水道が整備済みの地域でも未水洗の家屋があり、水洗化率は96.6%となっています。このほか、木津川流域下水道や淀川左岸流域下水道の処理場での高度処理の促進など環境負荷¹³の軽減が求められています。また、一部の下水道管渠の経過年数は35年を超え老朽化が進行しています。

取り組むべき課題

水道事業の経営は、社会的な人口構成の変化等により、水需要の増加が大きく期待できない状況となっています。このため、地方分権と規制緩和にあわせて、経営基盤の確立とより効率的な事業運営が求められており、民間委託を進めながら民間の経営手法を取り入れ、多様化する需要者のニーズ、社会情勢の変化や諸課題に対応する柔軟な組織を整え、経営の効率化と健全経営をめざし一層努力を積み重ねる必要があります。

下水道については、未整備地域が点在し費用対効果の面からは厳しい状況にあります。一方、効率的な事業執行に努めつつ全市域への普及に向けた整備推進が必要です。一方で管渠の計画的な改築・補修が求められています。

基本方向

上水道については、市民生活や都市活動を支える基盤施設として重要な役割を担っています。水需要に適切に対応した供給施設の整備や水源水質の監視に努めるとともに、耐震性の強化や緊急時における供給手段の確保などライフライン¹⁴としての機能を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。水道事業の経営については、水道諸業務の事

12 核家族（化）：16ページ参照。

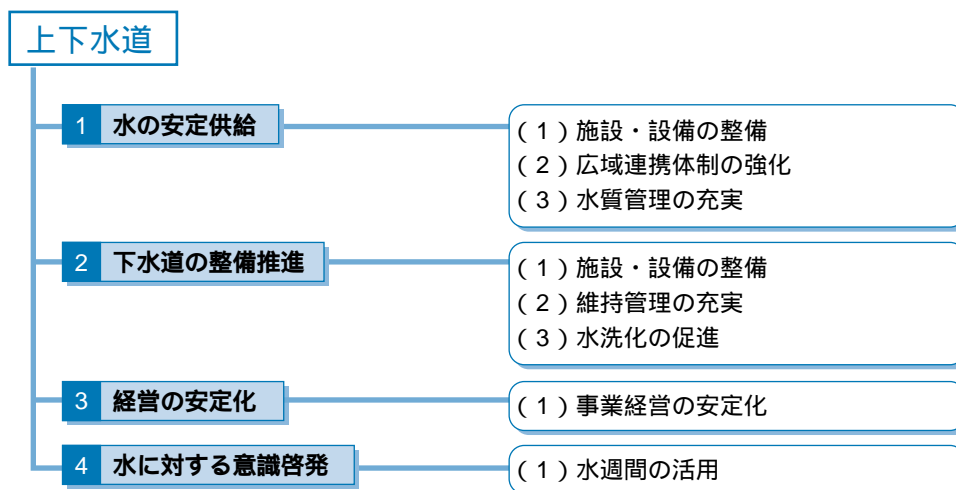
13 環境負荷：22ページ参照。

14 ライフライン：電気、水道、ガス、通信等の都市基盤機能で、都市生活を営むうえで不可欠な生命線。

務効率化及び民間委託の推進等により経営の安定化を図ります。

下水道については、快適な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進し、適切で効果的な維持管理を行います。

施策体系



取組の内容

1. 水の安定供給

(1) 施設・設備の整備 **重点取組**

第5次拡張事業の変更事業を進め、老朽化の更新や耐震性の強化

(2) 広域連携体制の強化

配水管等の相互連結など緊急時の広域的な相互応援体制の強化

(3) 水質管理の充実

広域的な水質管理センターの利用による水質検査の充実

自己水源である地下水の水質監視の充実

京都府と連携した府営水道水の水質監視の強化

2. 下水道の整備推進

(1) 施設・設備の整備 **重点取組**

公共下水道の整備推進

流域下水道（浄化センター）の整備促進

(2) 維持管理の充実

男山・西山地区の下水道管（汚水・雨水）の調査・修繕・改築

家庭や事業所からの流入水の水質について監視・指導の充実

不明水対策の推進

下水道施設管理システムの導入

(3) 水洗化の促進

水洗化の促進

3. 経営の安定化

(1) 事業経営の安定化

- 経理・料金システムの再構築
- 営業事務の外部委託の推進
- 漏水調査の実施や老朽管の更新による有収率¹⁵の向上

4. 水に対する意識啓発

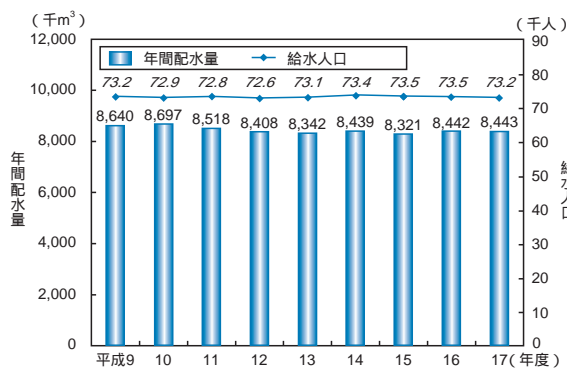
(1) 水週間の活用

- 市民向けの啓発事業の実施

市民・NPO・事業者に期待される取組

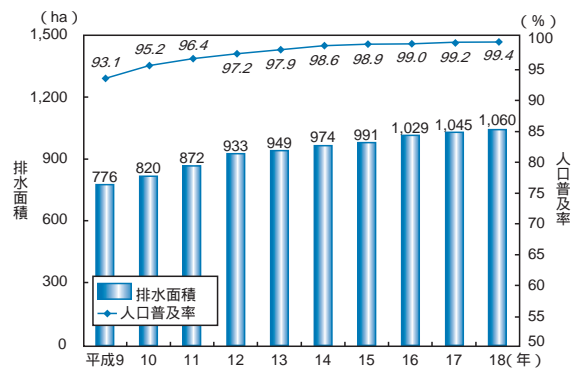
| | |
|------------|--|
| 市民 | 公共下水道事業への理解と協力 適切な下水道の使用 水洗化の早期実施 適切な使用料の負担 水の大切さの認識 |
| 事業者 | 公共下水道事業への理解と協力 放流水質の適切な管理 水洗化の早期実施 適切な使用料の負担 水の再生利用 |

上水道の給水状況



(資料)水道総務課

下水道の整備状況



(注)各年4月1日現在。
(資料)下水道課

15 有収率：水道料金徴収の対象となった水量（有収水量）を、浄水場から配水された水量（配水量）で割った値（％表示）。

第3節

公園・緑地・河川

こうえん・りょくち・かせん

重点取組

公園の整備

バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進や防災拠点としての機能強化を図るなど、公園機能を充実します。あわせて公園里親制度の普及に努めます。また、男山レクリエーションセンターについて、市民ニーズに対応した公園機能の整備を図ります。

河川の整備

ごみの不法投棄防止等の河川美化や中小河川における水質の浄化など、河川の適正な維持管理を推進します。あわせて河川里親制度の普及に努めます。また、堤防強化、河道整備、内水排除機能の強化、中小河川のしゅんせつ・改良など、総合的な治水対策を推進します。

やすらぎと潤いの回廊づくり

徒歩や自転車で周遊できる回廊を整備するとともに、市のシンボルゾーンである放生川の水量確保や親水化を促進します。

現状と課題

現状

公園や緑地、河川空間は、都市に憩いをもたらすとともに、市民や来訪者の交流の場として、また、身近なレクリエーションの場として重要な役割を担っています。

本市においては、市民体育館を中心に順次整備を進めていた市民スポーツ公園が、大型遊具を設置したちびっこ広場や高齢者の健康増進とふれあい交流の場としてのシルバー広場等を加え2003（平成15）年末に完成しました。

また、散策路を整備した男山をはじめとする緑地空間の保全、木津川や流れ橋、松花堂周辺の整備等を行い、来訪者や市民の憩いの場となっています。

一方、大谷川（放生川）や防賀川の親水¹⁶化に取り組むとともに、治水対策を進めています。

取り組むべき課題

公園については、本来の公園機能とともに、防災の拠点としての機能強化を推進する必要があります。河川敷を利用した公園については、スポーツに親しむ市民等の利用が定着しており、自然環境との調和を図りながら整備を進めていく必要があります。

緑地については、本市のシンボルである男山等の緑地の保全を推進していく必要があります。一方、緑の保護・育成等の目的で「みどりの約束¹⁷」制度のもとに奨励金を交

16 親水：28ページ参照。

17 みどりの約束：自然環境の保護・育成と生活環境の向上を目的とした「八幡市みどりの条例」に基づき、市長と土地所有者または樹木所有者が緑の保全について締結する協定。

付していますが、引き続き土地所有者との連携が重要です。

河川については、治水対策とともに、特に大谷川（放生川）においては市民グループによる清掃活動が実施されるなど、憩いの場としての要望も多く、水量や水質の確保の取組が求められています。

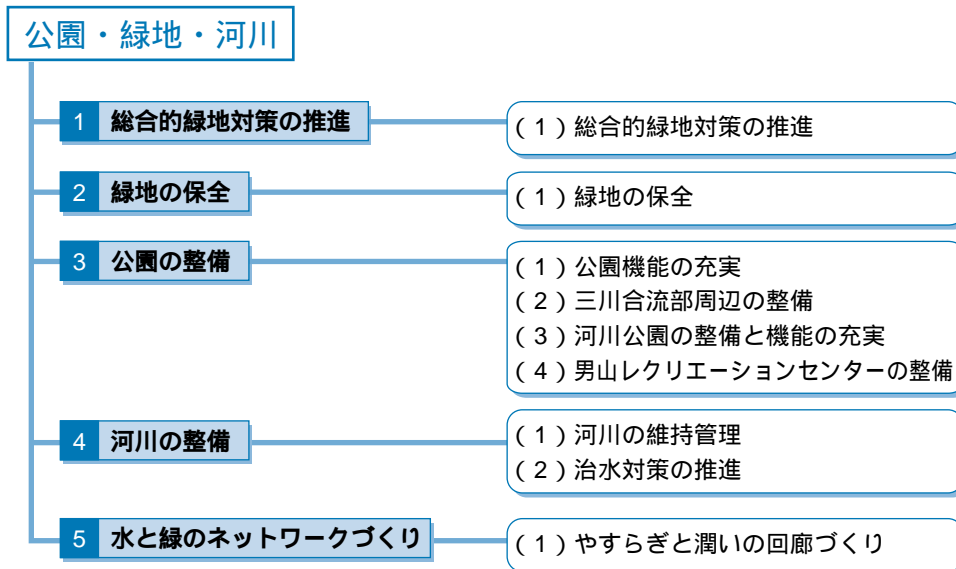
基本方向

公園については、自然、歴史、文化等の特性を活かしながら、広域的にも集客力のある公園機能の強化に努めるとともに、公園のもつ多面性を踏まえ、防災機能の強化やバリアフリー化に努めます。

男山をはじめとする緑地空間については、その保全を図るとともに、男山レクリエーションセンターの整備等と連携し、レクリエーションの場として活用を推進します。

河川については、防賀川の改修や排水ポンプ場の設置の促進等により、内水排除機能の強化が必要です。また、通水断面不足部分の改修やしゅんせつ¹⁸など、市内中小河川の改良を進めます。河川がもつ多面的な機能を活かし、三川合流部、大谷川（放生川）、木津川等の親水化や水と緑のネットワークの形成に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 総合的緑地対策の推進

(1) 総合的緑地対策の推進

緑地の適正な配置や規模、機能のあり方等を示す「八幡市みどりの基本計画¹⁹」に基づく、総合的な緑地対策の推進

18 しゅんせつ：河川・港湾等の水底の土砂をさらうこと。

19 八幡市みどりの基本計画：快適で安全な生活環境の形成と環境にやさしいまちをめざすために、市域のみどり全般について、将来都市像や目標と施策を掲げた計画。1999（平成11）年3月策定。

2. 緑地の保全

(1) 緑地の保全

「みどりの約束」の締結など、土地所有者との連携による緑地の保全の推進
寺社林など、まとまった緑地空間の保全の推進
緑地整備におけるワークショップ²⁰手法の導入

3. 公園の整備

(1) 公園機能の充実 **重点取組**

段差の解消などバリアフリー化、ユニバーサルデザイン²¹の推進
防災の拠点としての機能強化の推進
公園里親制度（アダプト制度²²）の普及

(2) 三川合流部周辺の整備

集客力の高い広域的な公園の整備
船着場の整備と舟運の復活
河川敷を利用した散策ルートの検討

(3) 河川公園の整備と機能の充実

市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進

(4) 男山レクリエーションセンターの整備 **重点取組**

市民ニーズに対応した公園機能の整備

4. 河川の整備

(1) 河川の維持管理 **重点取組**

河川への汚水の流入抑制やごみの不法投棄防止など河川美化の推進
中小河川における水質の浄化
河川里親制度（アダプト制度）の普及

(2) 治水対策の推進 **重点取組**

木津川堤防の強化の促進
樹木等の除去など河道整備の促進
防賀川の改修及び排水ポンプの設置による内水排除機能の強化
中小河川のしゅんせつ・改良

5. 水と緑のネットワークづくり

(1) やすらぎと潤いの回廊づくり **重点取組**

徒歩や自転車で周遊できる回廊の整備
放生川の水量確保と親水化の促進

20 ワークショップ：参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。また、参加者が自主的活動方式で行う講習会。

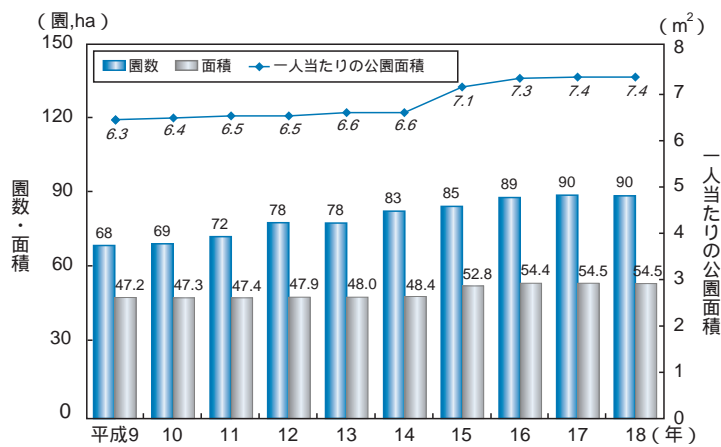
21 ユニバーサルデザイン：36ページ参照。

22 アダプト制度：119ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

| | |
|-----|--|
| 市民 | 公園・緑地・河川の美化 男山や緑地空間の保全への協力 「八幡市美しいまちづくりに関する条例 ²³ 」の遵守 里親制度（アダプト制度）への参加 |
| NPO | 公園・緑地・河川の美化と市民への啓発 |
| 事業者 | 「八幡市美しいまちづくりに関する条例」の遵守 |

都市公園の整備状況



(注1) 各年4月1日現在。
(注2) 淀川河川公園背割堤地区(111,000m²)を含む。
(資料) 計画・公園課



スツールの上部を外せば炊き出しのかまどに(左)、災害時にベンチの上部を動かせば大八車に(右)、それぞれ変わり活用できるようになっています。(志水防災広場)



男山レクリエーションセンターでの竹炭づくり体験学習

23 八幡市美しいまちづくりに関する条例：84ページ参照。

第4節

防災

ぼうさい

重点取組

災害に強いまちづくり

上下水道等のライフラインの強化、施設の耐震性・耐火性の強化、避難地の確保、公園の防災機能の強化など、災害に強いまちづくりに努めます。

広域連携体制の強化

災害発生に備えて、広域的な相互応援体制を強化するとともに、事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡充を図ります。

自主防災組織の育成

人材育成や防災資器材支援の計画的な実施により、全地域での自主防災組織の育成を図り、地域が一体となって災害弱者を守るための体制づくりを進めます。

現状と課題

現状

阪神・淡路大震災を契機に1998（平成10）年7月に八幡市自主防災推進連絡協議会が設立され、現在39の自主防災組織²⁴があり、防災資器材の支援を計画的に行うとともに、防災訓練の実施など活動の強化を図ってきました。

また、災害に備え地域防災無線を整備するとともに、「八幡市地域防災計画²⁵」において水害時等の避難地の検討を行っています。あわせて、災害発生時に対処するため近隣市町と相互応援協定、民間企業等と物資の供給に関する協定を締結しています。

さらに、安全・安心のまちづくりの拠点となる市役所庁舎の改修に取り組んでいます。耐震補強や経年劣化による諸設備の改修が急がれます。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）²⁶」等の成立に伴い、市町村においては、その一環となる条例を制定し、住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施しなければなりません。

24 自主防災組織：44ページ参照。

25 八幡市地域防災計画：災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱等を定めて、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民及び市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする計画。2002（平成14）年2月策定。

26 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）：武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定された法律。2004（平成16）年6月成立。

取り組むべき課題

近年、災害が大規模化する傾向にあり、ひとたびこのような災害が発生すれば公的機関だけでは対応できません。自主防災組織は、災害発生時の初期消火や被災者の救出・救護、避難誘導など、地域における災害に対応できる一番身近な存在として非常に重要な役割をもっており、その拡充と強化が求められています。また、防災を推進するためには、日頃から市民と行政が情報交換を行い、ともに対策を考えていく必要があります。また、関係機関との連携や高齢社会²⁷への対応など実態に即した訓練が求められています。

国民保護については、「八幡市国民保護計画」の内容等について市民に的確に情報提供する必要があります。

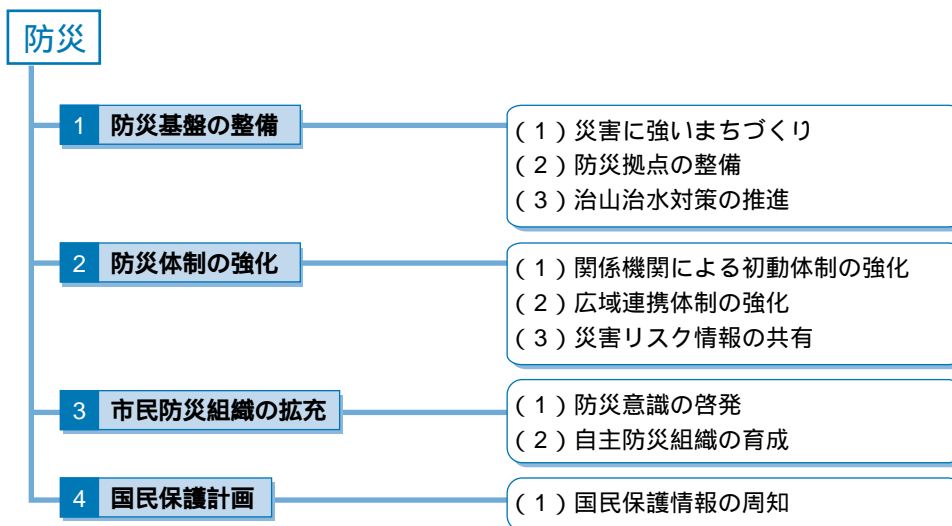
基本方向

防災の一層の推進を図るため、自主防災組織がない自治会等に設立に向けた要請を行うとともに、資質を高めるための初期消火や救助訓練、救命講習等を開催します。また、計画的に防災資器材の整備・充実を進めます。

市民の安全・安心に向け、広域的な相互応援協定や事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡大を図ります。

また、国民保護対策については、人為的な災害への対策と捉えて、自然災害への対策と同様の観点に立ち、市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

施策体系



27 高齢社会：69 ページ参照。

取組の内容

1. 防災基盤の整備

(1) 災害に強いまちづくり **重点取組**

- 上下水道、電気、ガス、通信などライフラインの強化
- 施設の耐震性・耐火性の強化
- 災害状況に応じた避難地の確保
- 公園の防災機能の強化
- 狭小道路の改善

(2) 防災拠点の整備

- 防災設備の強化
- 避難地となる小中学校等の耐震化の推進
- 三川合流部など水運を活用した防災拠点の整備

(3) 治山治水対策の推進

- 危険箇所の監視、パトロールの強化
- 緊急時の指導・勧告の迅速化

2. 防災体制の強化

(1) 関係機関による初動体制の強化

- 災害時における情報収集・発信体制の強化
- 関係機関との連携体制の強化

(2) 広域連携体制の強化 **重点取組**

- 広域的な相互応援体制の強化
- 事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡充

(3) 災害リスク情報の共有

- ハザードマップ²⁸の活用

3. 市民防災組織の拡充

(1) 防災意識の啓発

- 学習機会や情報の提供による防災意識の高揚
- 高齢社会への対応など時代の変化に即応した防災訓練の実施
- 防災ボランティアの養成

(2) 自主防災組織の育成 **重点取組**

- 災害弱者を守るための地域が一体となった体制づくりの推進
- 自主防災組織の育成と全地域での設立
- 人材育成の取組の強化
- 防災資器材支援の計画的な実施

28 ハザードマップ：地域や都市の状況にあわせ、危険情報を公開・掲載する取組が自治体で進んでおり、火山噴火、土砂災害や浸水の危険区域、あるいは地震時の避難地、避難路等を示した被害予測図。

4. 国民保護計画

(1) 国民保護情報の周知

市民への国民保護情報の提供

市民・NPO・事業者に期待される取組

| | |
|-----|---|
| 市民 | 防災学習会や防災訓練への参加 自主防災組織の運営への積極的な参画 防災ボランティアへの参加 |
| NPO | 防災ボランティア活動への支援・協力 |
| 事業者 | 建物の耐震性・耐火性の強化 緑地帯の設置 物資の供給など災害時の援助 |

自主防災組織設立地域数の推移

| (年度) | 平成9 | 平成10 | 平成11 | 平成12 | 平成13 | 平成14 | 平成15 | 平成16 | 平成17 |
|-------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 自主防災組織設立地域数 | 27 | 29 | 32 | 34 | 35 | 35 | 37 | 37 | 39 |

(資料)消防本部「消防年報」



水防訓練



自主防災組織による市民防災訓練
(西山地区)

第5節

防犯・交通安全

ぼうはん・こうつうあんぜん

重点取組

自主防犯活動の促進

市民による防犯活動の促進や「こども110番のいえ」の拡充など、自主防犯活動の促進を図ります。

防犯知識の普及・啓発

市民への防犯知識の普及・啓発を図ります。

交通安全啓発の強化

交通ルールや交通マナーの啓発を強化するとともに、高齢者の交通安全対策を充実するなど、交通安全を啓発する取組を推進します。

現状と課題

現状

急速な都市化の進展に伴い発生要因が増加している犯罪は、近年、その性向が変容してきています。特に子どもたちが犯罪の被害者となる痛ましい事件が後を絶たない状況にあり、各方面から子どもたちの安全確保が強く求められています。また、街頭犯罪による体感治安²⁹の悪化が懸念されています。このため、本市では学校安全ボランティアによる防犯パトロールや立ち番、防犯ボランティアなど、地域や学校等を含めた防犯活動を行っています。

また、自動車交通量の増大に伴い交通事故が増加しているなか、歩行者・自転車利用者の事故発生率の高い男山団地周辺では京都府と連携し、「あんしん歩行エリア」として整備を行っています。あわせて、関係機関等と連携のもと、年間を通じて安全啓発活動を行っています。

取り組むべき課題

犯罪を防止し、交通の安全を確保するためには、行政とともに地域や家庭が大きな役割を果たすことから、地域や家庭との連携を図り、防犯・交通安全を推進します。

防犯については、市民への防犯知識の普及・啓発を行うとともに、公共施設等への防犯用品の配置・整備を促進する必要があります。

交通安全では、高齢化が進行していくなかで、交通安全の確保に向けて交通ルールの遵守、交通マナーの向上等を図る必要があります。

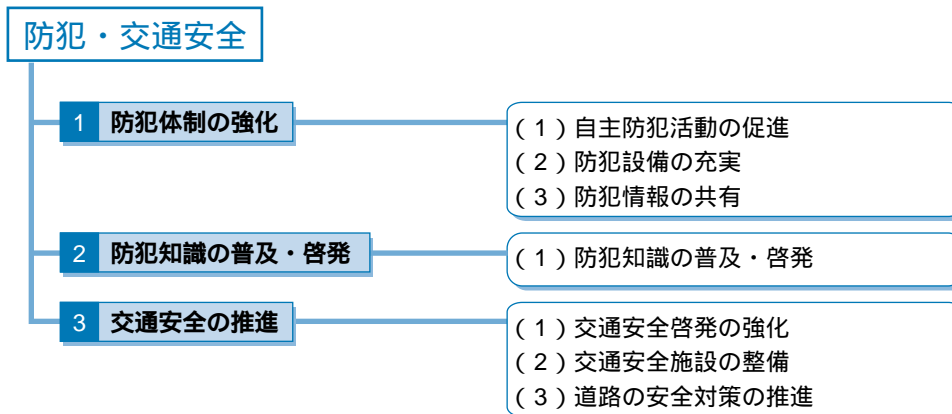
29 体感治安：実際の犯罪率や犯罪発生率といった客観的なデータによって示される治安ではなく、ニュースや近所の人の話を含めた総合的な情報によって、住民が肌で感じる治安。

基本方向

警察と連携して市民参加の「こども110番のいえ³⁰」増設や公用車に「防犯パトロール中」のステッカーの掲示、防犯情報の共有化など市民や事業者、地域コミュニティとの連携を強化し、自主防犯活動を強め市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

また、交通安全施設の整備、放置車両対策の充実を図るとともに、高齢社会へ向けて交通ルールの遵守徹底を啓発するなど、交通安全対策を強化します。

施策体系



取組の内容

1. 防犯体制の強化

(1) 自主防犯活動の促進 **重点取組**

防犯パトロールなど市民による防犯活動の促進
「こども110番のいえ」の拡充

(2) 防犯設備の充実

防犯上危険な箇所に街路灯の設置を進めるなど防犯設備の充実
交番の設置とパトロール強化の要請

(3) 防犯情報の共有

市民との協働による危険箇所マップの作成と有効活用

2. 防犯知識の普及・啓発

(1) 防犯知識の普及・啓発 **重点取組**

市民への防犯知識の普及・啓発

3. 交通安全の推進

(1) 交通安全啓発の強化 **重点取組**

交通ルール及び交通マナーの啓発の強化
高齢者の交通安全対策の充実

30 こども110番のいえ：67ページ参照。

(2) 交通安全施設の整備

カーブミラー、点字ブロック等の整備
信号機等の整備の要請

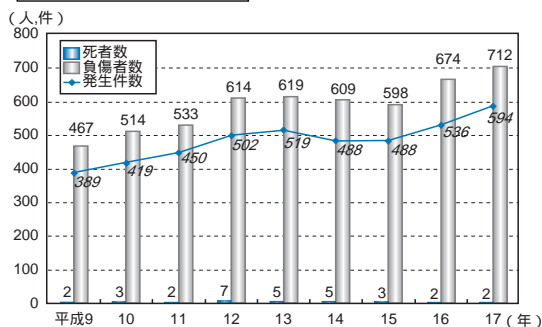
(3) 道路の安全対策の推進

放置車両、違法・迷惑駐車対策の強化
違法工作物など安全を阻害する事象に対する指導の強化
安心できる歩行空間の確保

市民・NPO・事業者に期待される取組

| | |
|-----|--|
| 市民 | 自主防犯活動への参加 交通ルール及び交通マナーの遵守 地域コミュニティにおける防犯対策の実施 |
| NPO | 自主防犯活動への協力 |
| 事業者 | 従業員への安全運転教育 荷物の積み降ろし等の際における安全確保 防犯施設への協力 |

交通事故の推移



(注)各年末現在。
(資料)管理・交通課「交通統計」

刑法犯罪発生件数・検挙件数



(注)業務上過失を除き、発生地主義に基づく数値。
(資料)八幡警察署



あんしん歩行エリア (男山竹園地区)



学校安全ボランティア (南山小学校区)

第6節

消防・救急

しょうぼう・きゅうきゅう

重点取組

消防広域化活動の推進

複雑・多様化、大規模化する災害・事故に的確に対応し、消防体制の充実・強化を図る観点から、消防の広域化について調査・研究を進めます。

現状と課題

現状

本市では、これまで消防庁舎の新築移転や消防緊急通信指令システムの整備、消防資機材の充実・整備、高規格救急車³¹の導入、救急救命士³²の養成、消防団や女性防火推進隊³³、自主防災組織等の積極的な活動の推進など、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、消防・救急業務の充実・強化を図ってきました。

このようななかで、近年、災害や事故など消防を取り巻く状況は、複雑・多様化、大規模化する傾向にあります。また、ひとたび災害が起きると、災害は一つの市町村だけでなく広範にわたることが多くなっています。また、救急出動件数は増加の一途をたどり、救急体制のあり方が問題になっています。

取り組むべき課題

災害や事故等に迅速かつ的確に対応するため、消防資機材や救急資機材を充実・整備するとともに、消防隊員の教育訓練、救急救命士の養成に取り組み、さらには消防団や女性防火推進隊、自主防災組織等の活性化を図る必要があります。

また近年、複雑・多様化、大規模化する災害・事故に的確に対応し、市民の生命・身体及び財産を守る責務を全うするため、消防体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。消防の広域化も今後の大きな課題です。

基本方向

市民や事業所、消防関係者の防火意識の高揚を図るとともに、消防団や女性防火推進隊、自主防災組織等の人材の確保と育成に努め、地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

災害や事故等は、複雑・多様化、大規模化する傾向にあり、これらに迅速かつ的確に対応するため、消防団を含む消防車両や消防資機材等を整備するなど、消防体制の充実・強化を図ります。

急増する救急・救助需要に迅速かつ的確に対応するため、また、救命率の向上を図る

31 高規格救急車：防振ベッド架台や救命処置に必要な各種の高度処置救急資機材を装備し、医療機関に到着するまでの間に十分な処置ができるとともに、患者の状態を的確に医師に伝送することができる高性能の救急車。

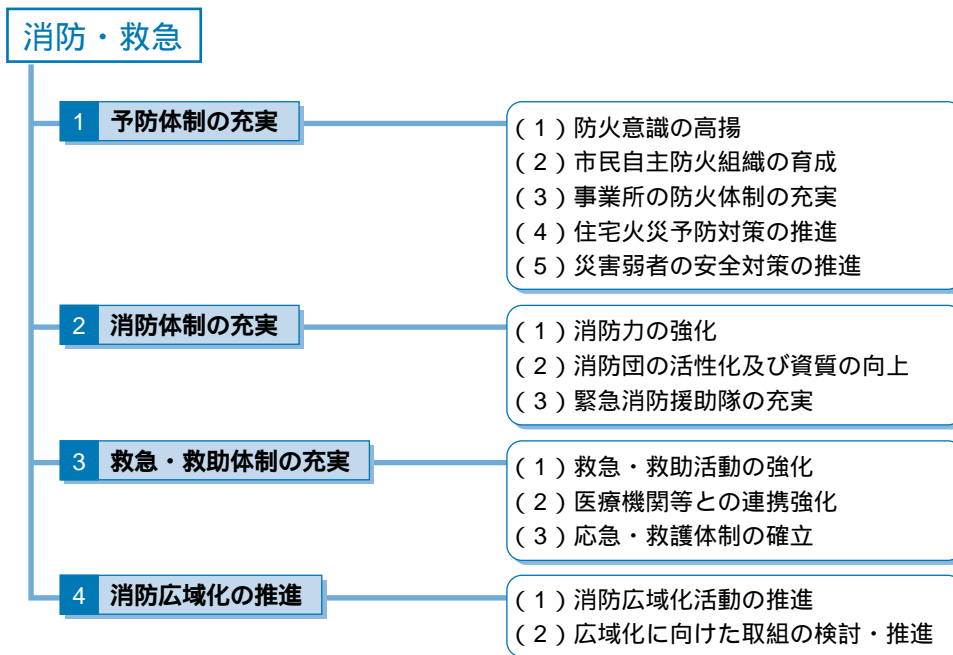
32 救急救命士：救急車が現場から医療機関に到着するまで、医師の指示のもとに心肺停止状態になったばかりの患者の救命にあたる救急隊員。

33 女性防火推進隊：防火思想の普及と火災予防措置の徹底を図るため、女性により構成された組織。

ため、救急車両や救急資機材等の充実・強化を図ります。

消防を取り巻く環境は日々変化しており、それに的確に対応するため、消防の広域化を推進します。

施策体系



取組の内容

1. 予防体制の充実

(1) 防火意識の高揚

火災予防運動等の各種行事や地域・学校等における防火訓練など市民の防火意識の高揚

事業所における定期的な消防訓練など事業所の防火意識の高揚

(2) 市民自主防火組織の育成

地域ぐるみの自主防火活動の推進

女性防火推進隊や防火推進連絡会、自主防災組織の育成・強化

(3) 事業所の防火体制の充実

事業所の防火安全対策を推進するため防火査察と違反是正の強化

火気管理の徹底や消防用設備等の設置・維持管理指導の強化

自衛消防隊の組織の確立など事業所の防火管理体制の充実・強化

(4) 住宅火災予防対策の推進

初期消火体制の確立など住宅火災予防対策の啓発活動の推進

消火器や住宅用火災警報器の普及・啓発の促進

(5) 災害弱者の安全対策の推進

高齢者や障がい者等を災害から守るため、防火啓発の訪問指導及び電気・ガス器具の点検や安全に関する訪問指導の実施

2. 消防体制の充実

(1) 消防力の強化

消防職員の知識・技術向上の推進
消防車両・資機材の整備・充実
消火栓、防火水槽の適切な配置の推進

(2) 消防団の活性化及び資質の向上

分団の消防装備の充実・強化
団員の確保と団活動の活性化
団員の能力の開発と資質の向上の推進

(3) 緊急消防援助隊³⁴の充実

緊急消防援助隊の出動体制の確立と隊員の育成
関係車両の整備及び資機材の充実・強化

3. 救急・救助体制の充実

(1) 救急・救助活動の強化

救急・救助隊員の知識・技術の向上
研修・教育訓練の充実・強化
救急・救助資機材等の整備

(2) 医療機関等との連携強化

救命率向上のためのメディカルコントロール体制³⁵の充実
京都救命指示センター³⁶との連携強化

(3) 応急・救護体制の確立

市民に対する普通救命講習会の開催など、応急救護の知識や技術の普及
市内の主な施設にAED（自動体外式除細動器）³⁷設置の推進

4. 消防広域化の推進

(1) 消防広域化活動の推進 **重点取組**

消防広域化の調査・研究

(2) 広域化に向けた取組の検討・推進

資機材と連携体制の充実
通信指令業務の一元化
消防・救急無線デジタル化の推進

34 緊急消防援助隊：阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために創設。

35 メディカルコントロール体制：救急現場から医療機関までの間において、救急救命士が医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示または指導・助言及び検証してそれらの医療行為の質を保証すること。

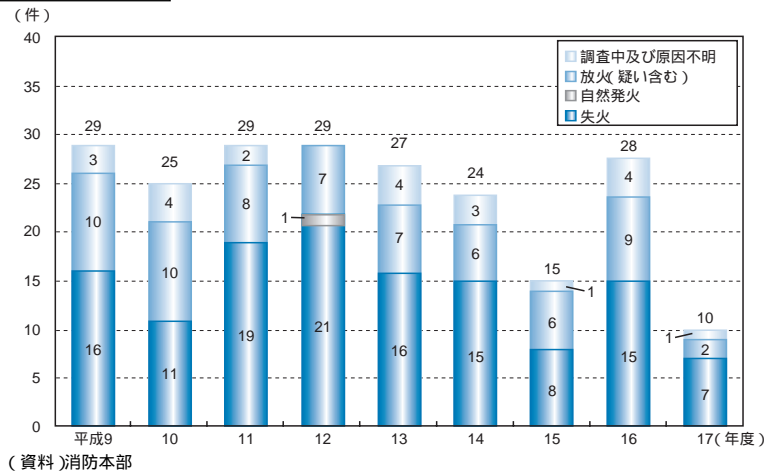
36 京都救命指示センター：救急救命士が、患者の搬送中に行う心拍の回復等の処置にあたって、医師の具体的な指示を得るため府内消防本部合同で設置したセンター。

37 AED（自動体外式除細動器）：心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなり突然死につながる不整脈の時に、心臓に電気ショックを与えることにより正常な状態に戻す器械。

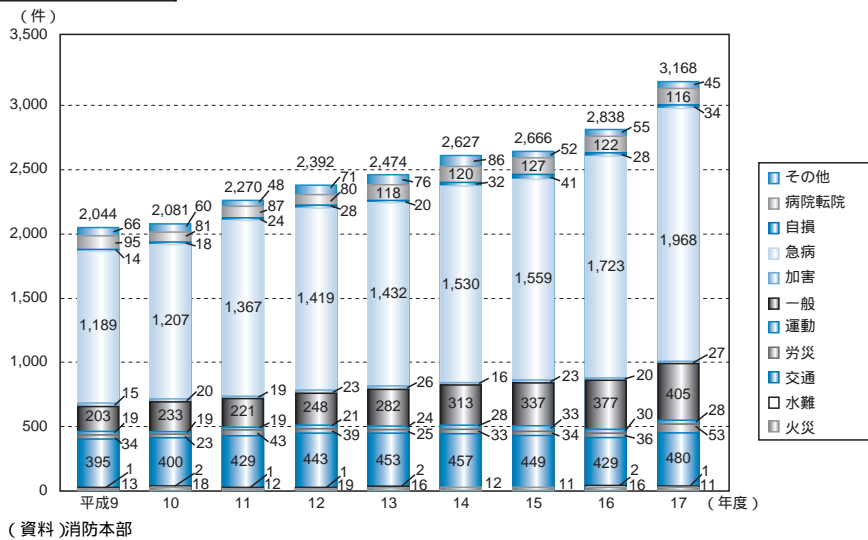
市民・NPO・事業者に期待される取組

| | |
|-----|---|
| 市民 | 火災予防に関する講習会や訓練への参加 消防団、女性防火推進隊、自主防災組織、防火推進連絡会等の団体活動への参加 普通救命講習会（AED講習会）への参加 |
| 事業者 | 事業所による自衛消防隊の組織化と機能の充実 事業所における防火訓練の開催 |

原因別火災発生件数



原因別救急出動件数



A E D（自動体外式除細動器）講習会



京田辺市との消防合同訓練

第7節

消費生活

しょうひせいかつ

重点取組

情報収集・提供の充実

消費者トラブルに的確に対応するため、関係機関との連携強化や情報交換、広報紙等の活用やセミナーの開催による情報提供の充実、啓発活動の強化を図るなど、消費者保護対策を推進します。

現状と課題

現状

インターネットの普及、高齢化の進行をはじめとする社会経済環境を背景として詐欺事件が多発するなど、消費生活にかかわる問題が複雑・多様化してきています。

こうしたことから、消費生活相談事業が市民に定着し、相談件数を見ると1995（平成7）年度550件が2004（平成16）年度1,432件、2005（平成17）年度922件となっています。

また、各種関係機関との連携強化に努め、啓発の強化、早期の情報提供により消費生活問題の未然防止に努めるとともに、一般相談も含め弁護士による相談事業も実施しています。

取り組むべき課題

相談内容が複雑・多様化していることから、各種関係機関との連携を強化し、情報収集に努める必要があります。

また、広報紙、ホームページ等による啓発の強化や早期の情報提供に努めていく必要があります。

基本方向

IT化の進展、規制緩和の促進や国際化など社会経済情勢の急速な変化に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、消費者意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による情報収集・提供の充実、相談窓口としての機能の強化を図り、消費者行政の推進に努めます。

施策体系

消費生活

1 消費者活動の促進

(1) 消費者活動の促進

2 消費者保護対策の推進

(1) 相談窓口機能の充実
(2) 情報収集・提供の充実

取組の内容

1. 消費者活動の促進

(1) 消費者活動の促進

- 消費生活にかかわる学習機会の拡充等による消費者意識の高揚
- 関係団体の自主的な活動の促進
- 消費者団体の育成

2. 消費者保護対策の推進

(1) 相談窓口機能の充実

- 生活情報センター³⁸の相談窓口機能の充実
- 消費者保護の拡充

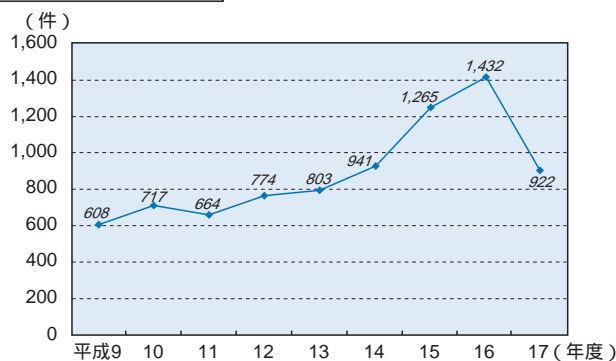
(2) 情報収集・提供の充実 **重点取組**

- 関係機関との連携強化及び情報交換の推進
- 広報紙及びホームページ等の活用やセミナーの開催による情報提供の充実
- かしこい消費者に向けた啓発の強化

市民・NPO・事業者に期待される取組

| | |
|-----|-------------------------|
| 市民 | 消費者意識の高揚 |
| NPO | 消費者保護活動の実践 |
| 事業者 | 適正な事業活動 情報提供等による連携強化 |

消費生活相談件数（内容別）の推移



| (年度) | | 平成9 | 平成10 | 平成11 | 平成12 | 平成13 | 平成14 | 平成15 | 平成16 | 平成17 |
|-----------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 受付件数 | | 608 | 717 | 664 | 774 | 803 | 941 | 1,265 | 1,432 | 922 |
| 受付件数上位3品目 | 1位 | 金融・保険サービス | 金融・保険サービス | 金融・保険サービス | 金融・保険サービス | 金融・保険サービス | 金融・保険サービス | 運輸・通信サービス | 運輸・通信サービス | 運輸・通信サービス |
| | 2位 | 教養娯楽品 | 住居品 | 教養娯楽品 | 運輸・通信サービス | 運輸・通信サービス | 運輸・通信サービス | 金融・保険サービス | 金融・保険サービス | 商品一般 |
| | 3位 | 住居品 | 教養娯楽品 | 住居品 | 教養娯楽品 | 土地・建物・設備 | 教養娯楽品 | 商品一般 | 商品一般 | 金融・保険サービス |

(資料)生活情報センター

38 生活情報センター：消費生活センター。消費者相談への対応や消費者への情報提供を行う都道府県及び市町村の地方行政機関。1993（平成5）年に男山中央センターに開設。